

第六部選出
豫算委員 中崎敏君(西村榮一君
補闕)

一、去る四日議長において次の委員を選定した。
參議院議員選舉法の一部を改正する
法律案(政府提出)外一件委員

川西 滉君 寺尾 豊君
本多 花子君 松川 昌藏君
三浦寅之助君 橋田 清藏君
天野 久君 江部 順治君
大久保傳藏君 松岡 遼君
早稻田柳右エ門君 菊地養之輔君
鈴木 義男君 原 虹之助君
森 三樹二君 香川 兼吉君
森 由己雄君 大津 桂一君

一、昨五日吉田内閣總理大臣から次の
通り政府委員を仰せつけられた旨の
通牒を受領した。

内閣事務官 横田正太郎
經濟安定本部第三部長 勝賀瀬 賢
經濟安定本部第四部長 北岡 壽逸
第九十二回帝國議會政府委員
同 田中 楠一
同 久山 秀雄
豫算委員 林 敏三
内務事務官 同
北海道廳長官 岡田 包義
第九十二回帝國議會内務省所管事務
政府委員
豫算委員
理事 夏堀源三郎君(理事青木孝
義君去る四日委員辭任に依り議長において議席を次の通り變更した。

一七六 服部 岩吉君
二二五 山村新治郎君
二三八 辻 寛一君

二四六 小此木歎治君
二四八 古島 義英君
二五〇 花村 四郎君
二五六 益谷 秀次君
二六一 殿田 孝次君
二六二 鈴木 仙八君
二六三 青木 孝義君
二六四 水田 三喜男君
二六六 森 幸太郎君
二六八 小笠原八十美君
二六七 本田 英作君

二六九 松川 昌藏君
早稻田柳右エ門君 菊地養之輔君
横田清藏君 早稻田柳右エ門君
昭和二十二年三月三日

第一讀會の續(委員長報告)
第三 請願法案(政府提出、貴族
院送付)
第一讀會の續(委員長報告)
第三 請願法案(政府提出、貴族
院送付)

第一讀會の續(委員長報告)
第三 請願法案(政府提出、貴族
院送付)

名株式に對して、これを世襲財產とし
て設定し、その譲渡、抵當權の設定等
の處分を禁じ、またはこれを民法の強
制執行、差押をなし得ないことに規定
したのであります。從つて世襲財產と
して公告されすれば、その財產は家
督相續人のみが繼承することとなり、
第三者に對して對抗することができる
のであります。しかしてこの世襲財產
の廢止は、宮内大臣の許可を要するの
であります。

新憲法は、第十四條におきまして、
すべての國民は法のもとに平等であ
り、社會的身分または門地により差別
されない。華族の制度は認めないと
規定したのであります。日本が新しく
民主主義の發達強化をはかるために、
本法のごとき、華族にのみ屬する特權
は廢止すべきであります。また實際華
族の財產の全部が世襲財產に設定され
ておるのであります。たゞその一部のみなのであります。この法案によ
つて、華族はすべて財產の移動及び消
滅に對して、宮内大臣に届出の義務が
ありますので、かえつて煩雜であ
り、束縛があつたのであります。五月
三日新憲法が實施せられますとともに
に、國民平等の民主主義に則りまし
て、民法の例外規定でありますところ
の、この華族世襲財產法の廢止される
のは、當然と申さなければならぬので
あります。これが憲法改正に伴います
る一連の法案として、廢止法案が上程

○山口喜久一郎君 議事日程變更の緊
急動議を提出いたします。すなわち、
この際日程第二及び第三を繰上げ一括
上程し、その審議を進められんことを
望みます。

○議長(山崎猛君) これより會議を開
きます。

第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)

第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)

○山口喜久一郎君 議事日程變更の緊
急動議を提出いたしました。すなわち、
この際日程第二及び第三を繰上げ一括
上程し、その審議を進められんことを
望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御
異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め
ました。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め
ました。

第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)

第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)

〔武藤嘉一君登壇〕

第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)

○武藤嘉一君 私はたゞいま上程され
ました華族世襲財產法を廢止する法律
案及び請願法案の二法案の委員會の報
告をいたします。

華族世襲財產法は、大正五年法律第
四十五號をもつて規定せられたもので
あります。華族がその家の家格を維持
する一種の家產法であります。華族は
宮内大臣の許可を得て、その家寶、不動
産及び有價證券たる國債、社債及び記

第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)

第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)

第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)
第一讀會の續(委員長報告)

業に介入して利益を得てはならない。

(公民権行使の保障)

第七條 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するため必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

(適用事業の範囲)

第八條 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。

一 物の製造、改造、加工、修理淨洗、選別、包装、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業

二 鉱業、砂鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業

三 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

五 船きよ、船舶、岸壁、波止等停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業

七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他

八 物品の販賣、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業

十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

十一 郵便、電信又は電話の事業

十二 教育、研究又は調査の事業

十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

十五 燒却、清掃又は、と殺の事業

十六 前各号に該当しない官公署は事務所

十七 その他命令で定める事業又は事務所

業主又は事業の經營担当者その他の事業の労働者に関する事項について、事業主のために行方をす

るすべての者をいう。

第十一條 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞與その他名称の如何を問わず、労働の対價として使用者が労働者に支拂うすべてのものをいう。

第十二條 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に對し支拂われた賃金の総額を、

その期間の総日数で除した金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十

二 賃金の一部が、日、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

第十條 この法律で使用者とは、事

場合においては、その日数及びそ

の期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二 産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間

三 使用者の責に帰すべき事由によつて休業した期間

四 試の使用期間

三 使用者の責に帰すべき事由によつて休業した期間

四 試の使用期間

第一項の賃金の総額には、臨時

に支拂われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支拂われる賃金並びに通貨以外のもので支拂われた賃金で一定の範囲に屬しないものの算入しない。

賃金が通貨以外のもので支拂わ

れる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評價に關し必要な事項は、命令で定め

る。

雇入後三箇月に満たない者につ

いては、第一項の期間は、雇入後

の期間とする。

雇入後三箇月に満たない者につ

いては、第一項の期間は、雇入後

の期間とする。

雇入後三箇月に満たない者につ

いては、第一項の期間は、雇入後

の期間とする。

雇入後三箇月に満たない者につ

いては、第一項の期間は、雇入後

の期間とする。

前項の規定によつて明示された

算入すべきものの範囲及び評價に關し必要な事項は、命令で定め

る。

賃金が、労働者が、即時に労働契約を解除することができる。

前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

(賃借予定の禁止)

第十三條 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となる部分は、この法律で定める

規約による。

(契約期間)

第十四條 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものの外は、一年を超える期間について締結してはならない。

第十五條 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対する賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

(賃借予定の禁止)

第十六條 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第十七條 使用者は、前借金その他の労働することを條件とする前貸の

債權と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)
第十八條 使用者は、労働契約に附隨して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、保管及び返還の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

第十九條 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女子が

第六十五條の規定によつて休業す

る期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、使用者が第八十一條の規定によつて打切補償を支拂う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の

前項但書後段の場合においては、その事由について行政官廳の認定を受けなければならない。

(解雇の予告)
第二十條 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日分以上

の平均賃金を支拂わなければならぬ。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支拂つた場合においては、その日数を短縮することができる。

前條第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第二十一條 前條の規定は、左の各号の一に該当する労働者について適用しない。但し、第一号に該當する者が一箇月を超えて引き続

き使用されるに至つた場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用者が、第八十一條の規定によつて打切補償を支拂う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

前項但書後段の場合においては、その事由について行政官廳の認定を受けなければならない。

(季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者)

第二十二條 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位及び貨

金について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

前項の証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

使用者は、予め第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の國籍、信條、社会的身分若しくは労働組合運動に関する通信をし、又は第一項の証明書に秘密の記号を記入してはならない。

第二十三條 使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があつた場合においては、七日以内に賃金を支拂い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。

前項の賃金又は金品に関して争がある場合においては、使用者は、異議のない部分を、同項の期間中に支拂い、又は返還しなければならない。

前項但書後段の場合においては、その事由について行政官廳の認定を受けなければならない。

(賃金の支拂)

第二十四條 賃金は、通貨で、直接使用者に、その全額を支拂わなければならない。但し、法令又は労働協約に別段の定がある場合においては、最低賃金を一部を控除し、又

は通貨以外のもので支拂うことができる。

賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支拂わなければならぬ。但し、臨時に支拂われる賃金、賞與その他これに準ずるもので命令で定める賃金については、この限りでない。

(非常時拂)

第二十五條 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他命令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支拂期日前であつても、既往の労働に対する賃金を支拂わなければならぬ。

(休業手当)

第二十六條 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支拂わなければならぬ。

前項の手当を支拂わなければならぬ。

(出来高拂制の保障)

第二十七條 出來高拂制その他の請負制で使用者が労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支拂わなければならぬ。

使用者は、労働時間に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。

前項の場合は、賃金委員会は、一定の事業又は職業に從事する労働者の最低賃金額についての意見を、行政官廳に提出しなければならない。

(最低賃金)

第二十八條 行政官廳は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に從事する労働者について最低賃金を定めることができる。

第二十九條 最低賃金に関する事項を審議させるために、中央賃金委員会及び地方賃金委員会を置く。

賃金委員会には、必要に應じ、一定の事業又は職業について専門委員会を置くことができる。

代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同数を委嘱する。

但し、労働者を代表する者及び使用者を代表する者は、関係者の推薦に基いて委嘱する。

この法律で定めるものの外、賃金委員会に關し必要な事項は、命令で定める。

(行政官廳)

第三十條 行政官廳が最低賃金を定めようとする場合においては、予め賃金委員会の調査及び意見を求めるなければならない。

前項の場合、賃金委員会は、一定の事業又は職業に從事する労働者の最低賃金額についての意見を、行政官廳に提出しなければならない。

(最低賃金)

行政官廳は、前項の意見について公聽会を開いた後に、賃金委員会及び公聽会の意見に基いて、最低賃金を定めなければならない。

賃金委員会は、必要であると認める場合においては、賃金に関する事項について行政官廳に建議することができる。

及び第三十四条の休憩に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。

前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ。

に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十四条 労働者は、危害防止のため必要な事項を遵守しなければならない。

第四十五条 使用者が第四十二条及び第四十三条の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前條の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。

第四十六条 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸與し、又は設置してはならない。

第四十七条 特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、予め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、変更又は設置してはならない。

前二項の機械及び器具の種類、必要な規格及び器具の種類、必要な規格及び器具を受ける者で使用者が行政官廳の許可を受けた者

が指定する他の者に行わせることができる。

第五十二条 一定の事業についてすべき疾患の種類及び程度は、命令で定める。

第五十三条 一定の事業について定期の健康診断の回数は、命令で定める。

第五十四条 使用者は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合に、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができる。

第五十五条 勞働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他の附属建築物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に関する基準に反する場合においては、行政官廳では、使用者に対し、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

第五十六条 前項の場合において、行政官廳は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

前項の規定によつて就業を禁止すべき疾患の種類及び程度は、命令で定める。

第五十七条 前項の規定によつて就業を禁止すべき疾患の種類及び程度は、命令で定める。

第五十八条 使用者は、労働者を雇入れた場合においては、その労働者に對して、当該業務に關し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

第五十九条 使用者は、傳染性の疾病、精神病又は労働のために病勢が増悪するおそれのある疾病にかかる者については、就業を禁止しなければならない。

第六十条 使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附屬建設物について、換氣、採光、照明、保溫、防濕、休養、避難及び清潔

安全管理者及び衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

第五十一条 安全管理者及び衛生管理者の選任は、使用者が安全管理者及び衛生管理者の資格及び職務に関する事項は、命令で定める。

第五十二条 行政官廳が必要であると認める場合においては、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

第六章 女子及び年少者

(最低年齢)

第五十六條 満十五才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。

但し、満十四才以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかゝわらず、第八條第六号乃至第十七号の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二才以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。但し、映画の製作又は演劇の事業については、満十二才に満たない児童についても同様である。

(年少者の証明書)

第五十七條 使用者は、満十八才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。
(未成年者の労働契約)
第五十八條 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

第五十九條 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。

(年少者の労働時間及び休日)

第六十條 第三十二条第二項、第三十六条及び第四十条の規定は、満十八才に満たない者については、これを適用しない。

第五十六条第二項の規定によつて使用する児童については、第三十二条第一項の労働時間は、修学時間を通算して、一日について七時間、一週間にについて四十二時間とする。

使用者は、第三十二条第一項の規定にかかるわらず、満十五才以上(第五十六条第一項但書に規定する満十四才以上を含む。)で満十八才に満たない者については、一週間に満たない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

(女子の労働時間及び休日)
第六十一條 使用者は、満十八才以

官廳は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、將來に向つてこれを解除することができる。

(深夜業)

第六十二条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間ににおいて使用してはならない。但し、交番制によつて使用する満十六才以上の男子については、この限りでない。

(深夜業)

第六十三条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を第四十九條の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

(危険有害業務の就業制限)

第六十四条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を就業させてはならない。

(産前産後)

第五十六条第二項本文の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

(育児時間)

第六十五条 使用者は、六週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

(産前産後)

第六十六条 生後満一年に達しない生児を育てる女子は、第三十四条の休憩時間の外、一日二回各少くとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができない。

(育児時間)

第六十七条 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に從事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

(生理休暇)

第六十八条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を坑内で労働させてはならない。
(坑内労働の禁止)

第六十九條 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を坑内で労働させてはならない。

(前項の業務の範囲は、命令で定めること)

(婦女旅費)

第六十八條 満十八才に満たない者

又は女子が解雇の日から十四日以

内に帰郷する場合においては、使

用者は、必要な旅費を負担しなけ

ればならない。但し、満十八才に

満たない者又は女子がその責に帰

すべき事由に基いて解雇され、使

用者がその事由について行政官廳

の認定を受けたときは、この限り

でない。

第七章 技能者の養成

(徒弟の弊害排除)

第六十九條 使用者は、徒弟、見習、

養成工その他名称の如何を問わ

ず、技能の習得を目的とする者で

あることを理由として、労働者を

酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的と

する労働者を家事その他技能の習

得に關係のない作業に従事させて

はならない。

(技能者の養成)

第七十條 長期の教習を必要とする

特定の技能者を労働の過程におい

て養成するために必要がある場合

においては、その教習方法、使用

者の資格、契約期間、労働時間及

び賃金に関する規程は、命令で定

める。

前項の規定に基いて発する命令

においては、その必要の限度で、

第十四條の契約期間、第二十四條

の賃金の支拂、第三十一條の最低

賃金並びに第四十九條及び第六十

三條の危険有害業務の就業制限に

関する規定について、別段の定を

することができる。

第七十一條 使用者は、前條の規定

に基いて発する命令によつて労働

者を使用しようとする場合において

ては、予めその員数、教習方法、

契約期間、労働時間並びに賃金の

基準及び支拂の方法を定めて行政

官廳の認可を受けなければならな

い。

使用者が前項の規定による認可

に基いて労働者を雇入れた場合

においては、行政官廳に届け出

て、技能を習得する者であること

の証明書の交付を受け、これを事

業場に備え付けなければならない

い。

使用者が前項の規定による認可

に基いて労働者を雇入れた場合

においては、行政官廳に届け出

て、技能を習得する者であること

の証明書の交付を受け、これを事

業場に備え付けなければならない

い。

第七十二條 前二條の規定の適用を

受ける未成年者については、第三

十九條第一項の規定による年次有

給休暇として、十二労働日を與え

なければならない。

(技能者の養成)

第七十一条 長期の教習を必要とする

特定の技能者を労働の過程におい

て養成するために必要がある場合

においては、その教習方法、使用

者の資格、契約期間、労働時間及

び賃金に関する規程は、命令で定

める。

第七十三条 第七十條及び第七十一

條の規定の適用を受ける労働者を

使用者がその資格を失

い、又は認可の條件に反した場合

における場合は、使用者は、労働者

の療養のため、労働することが

できないために賃金を受けない場

合においては、使用者は、労働者

の療養のため、労働することができ

ない。

(障害補償)

第七十四条 第七十條の規定に基

いて発する命令は、技能者養成委員

会に諮問してこれを定める。

障害補償を行わなければならない

い。

(休業補償及び障害補償の例外)

ある使用者を代表する者及び公益

を代表する者について、労働に関

する主務大臣が各同数を委嘱す

る。

前二項に定めるものの外、技能

者養成委員会に關し必要な事項

は、命令で定める。

第八章 災害補償

(療養補償)

第七十五条 労働者が業務上負傷

し、又は疾病にかゝった場合にお

いては、使用者は、その費用で必

要な療養を行い、又は必要な療養

の費用を負担しなければならな

い。

前項に規定する業務上の疾病及

び療養の範囲は、命令で定める。

(休業補償)

第七十六条 労働者が前條の規定に

よる療養のため、労働することが

できないために賃金を受けない場

合においては、使用者は、労働者

の療養のため、労働することができ

ない。

(打切補償)

第七十七条 労働者が業務上負傷

し、又は疾病にかゝり、なおつた

とき身体に障害が存する場合にお

いては、使用者は、その障害の程

度に応じて、平均賃金に別表第一

に定める日数を乗じて得た額の

賃金の決定その他の補償の実施に関

べき者の同意を得た場合において

は、第七十七條又は第七十九條の

規定による補償に替え、平均賃金

に別表第二に定める日数を乗じて

得た金額を、六年にわたり毎年補

償することができる。

(補償を受ける権利)

第八十三條 补償を受ける権利は、

労働者の退職によつて変更され

ることはない。

補償を受ける権利は、これを譲

渡し、又は差し押えてはならない

い。

使用者が前項の規定による認可

に基いて労働者を雇入れた場合

においては、使用者は、その収入

によつて生計を維持した者に対し

て、平均賃金の千日分の遺族補償

を行わなければならない。

(葬祭料)

第七十九條 労働者が業務上死亡し

族又は労働者の死亡當時その收入

によつて生計を維持した者に対し

て、平均賃金の千日分の遺族補償

を行わなければならない。

(打切補償)

第八十條 労働者が業務上死亡した

場合においては、使用者は、葬祭

料を行つ者に対する、平均賃金の六

十日分の葬祭料を支拂わなければ

ならない。

(打切補償)

第八十一條 第七十五條の規定によ

つて補償を受ける労働者が、療養

開始後三年を経過しても負傷又は

疾病がなおらない場合においては、

は、使用者は、平均賃金の千二百

日分の打切補償を行い、その後は

この法律の規定による補償を行わ

なくともよい。

(分割補償)

第八十二條 使用者は、支拂能力の

あることを証明し、補償を受ける

べき者の同意を得た場合において

は、第七十七條又は第七十九條の

規定による補償に替え、平均賃金

は死亡の認定、療養の方法、補償

金額の決定その他の補償の実施に関

して異議のある者は、行政官廳に

対して、審査又は事件の仲裁を請求することができる。

行政官廳は、必要があると認められた場合には、職権で審査又は事件の仲裁をすることができ

る場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

な事項は、命令で定める。

(請負事業に関する例外)

第八十七條 事業が数次の請負によつて行われる場合においては、災害補償については、その元請負人を使用者とみなす。

前項の場合、元請負人が書面による契約で下請負人に補償を引き受けさせた場合においては、その下請負人もまた使用者とする。但し、二以上の下請負人に同一の事業について重複して補償を引き受けさせてはならない。

前項の場合、元請負人が補償の請求を受けた場合においては、補償を受けた下請負人に対して、まづ催告すべきことを請求す

ることができる。但し、その下請負人が破産の宣告を受け、又は行為が知れない場合においては、こ

れを除いては、その減給は、一回の額

が平均賃金の一日分の半額を超えて、総額が一賃金支拂期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない。

(法令及び労働協約との関係)

第九十二条 就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。

行政官廳は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

(努力)

第九十三条 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効となる。この場合において無効となる部分は、就業規則で定める基準による。

使用者は、必要がある場合におい

ては、賃金、安全及び衛生又は災害補償及び業務外の傷病扶助に關する事項については、各別に規定を定めることができる。

使用者は、左の事項について就業規則を作成し、行政官廳に届け出なければならない。これらを変更した場合においても同様である。

第八十九條 常時十人以上の労働者

員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同

数を委嘱する。

前三項に定めるもの外、労働者災害補償審査委員会に關し必要

間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時轉換

に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならない。

使用者は、寮長、室長その他寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない。

使用者は、寮長、室長その他宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならない。

(寄宿舎生活の秩序)

第九十五条 事業の附屬寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、左の事項について寄宿舎規則を作成し、労行政官廳に届け出なければならぬ。これを変更した場合においても同様である。

二 行事に関する事項

三 食事に関する事項

四 安全及び衛生に関する事項

五 建設物及び設備の管理に関する事項

六 安全及び衛生に関する定をする場合においては、これに関する事項

七 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定をする場合においては、これに関する事項

八 表彰及び制裁の定をする場合においては、その種類及び程度

に關する事項

九 前各号の外、当該事業場の労働者のすべてに適用される定をする場合においては、これに関する事項

第十章 寄宿舎

第九十条 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労

働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならない。

使用者は、寮長、室長その他宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならない。

(寄宿舎生活の秩序)

第九十五条 事業の附屬寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、左の事項について寄宿舎規則を作成し、労行政官廳に届け出なければならぬ。これを変更した場合においても同様である。

二 行事に関する事項

三 食事に関する事項

四 安全及び衛生に関する事項

五 建設物及び設備の管理に関する事項

六 安全及び衛生に関する定をする場合においては、これに関する事項

七 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定をする場合においては、これに関する事項

八 表彰及び制裁の定をする場合においては、その種類及び程度

に關する事項

九 前各号の外、当該事業場の労働者のすべてに適用される定をする場合においては、これに関する事項

第十章 寄宿舎

使用者及び寄宿舎に寄宿する労

(寄宿舎生活の自治)

第九十四条 使用者は、事業の附屬寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない。

使用者は、寮長、室長その他宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならない。

(寄宿舎生活の秩序)

第九十五条 事業の附屬寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、左の事項について寄宿舎規則を作成し、労行政官廳に届け出なければならぬ。これを変更した場合においても同様である。

二 行事に関する事項

三 食事に関する事項

四 安全及び衛生に関する事項

五 建設物及び設備の管理に関する事項

六 安全及び衛生に関する定をする場合においては、これに関する事項

七 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定をする場合においては、これに関する事項

八 表彰及び制裁の定をする場合においては、その種類及び程度

に關する事項

九 前各号の外、当該事業場の労働者のすべてに適用される定をする場合においては、これに関する事項

第十章 寄宿舎

使用者及び寄宿舎に寄宿する労

(寄宿舎生活の自治)

第九十四条 使用者は、事業の附屬寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない。

使用者は、寮長、室長その他宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならない。

(寄宿舎生活の秩序)

第九十五条 事業の附屬寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、左の事項について寄宿舎規則を作成し、労行政官廳に届け出なければならぬ。これを変更した場合においても同様である。

二 行事に関する事項

三 食事に関する事項

四 安全及び衛生に関する事項

五 建設物及び設備の管理に関する事項

六 安全及び衛生に関する定をする場合においては、これに関する事項

七 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定をする場合においては、これに関する事項

八 表彰及び制裁の定をする場合においては、その種類及び程度

に關する事項

九 前各号の外、当該事業場の労働者のすべてに適用される定をする場合においては、これに関する事項

第十章 寄宿舎

使用者は、寄宿舎規則を遵守しなければならない。

(寄宿舎の設備及び安全衛生)

第九十六條 使用者は、事業の附属寄宿舎について、換気、採光、照明、保溫、防濕、清潔、避難、定員の収容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならぬ。

使用者が前項の規定によつて講ずべき措置の基準は、命令で定める。

第十一章 監督機關

(監督組織)

第九十七條 この法律を施行するため、労働に関する主務省に労働基準局を、各都道府縣に都道府縣労働基準局を、各都道府縣管内に労働基準監督署を置く。

第九十八條 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、地方労働局長及び都道府縣労働基準局に労働基準委員会を置く。

第九十九條 労働基準委員会は、労働に関する主務大臣及び都道府縣労働基準委員会の議題に應するの外、労働條件の基準に関する関係行政官廳に建議することができる。

労働基準委員会の委員は、労働者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同数を委嘱する。

前三項に定めるもの外、労働基準委員会に必要と認める場合は、各都道府縣労働基準局を置く。

第九十九條 労働基準局、地方労働基準監督署に労働基準監督官を置く。この外、命令で定める必要と認められる場合においては、数箇の都道府縣労働基準局を管轄する地方労働局を置くことができ

る。

第九十九條 労働基準局、都道府縣勞働基準監督署は、労働に關する主務大臣の直接の管理に属する。

第九十九條 勞働基準監督署の位置、名称、管轄区域及び職員の定員は、命令で定める。

第一百條 労働基準監督署は、労働基準監督官の資格及び任免に関する事項は、命令で定める。

第一百條 労働基準監督官を罷免するには、命令で定める労働基準監督官を同意を要する。

第一百條 労働基準監督署長は、勞働基準監督官の資格及び任免に関する事項は、命令で定める。

第一百條 労働基準監督署長は、勞働基準監督官の資格及び任免に関する事項は、命令で定める。

第一百條 勞働基準監督官をして行わせるべき都道府縣勞働基準局長は、下級官廳の權限を自ら行い、又は所屬の労働基準監督官をして行わせることができる。

第一百一條 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附屬建設物に監督年報の作成、労働基準委員会、中央賃金委員会、技能者養成委員会及び労働基準監督官分限委員会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

第一百一條 地方労働局長は、労働基準局長の指揮監督を受けて、管内の都道府縣勞働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に関する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

第一百一條 都道府縣勞働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署を指揮監督し、監督方法の調整、労働基準委員会、地方賃金委員会及び労働者災害補償審査委員会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

第一百條 勞働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帶しなければならない。

第一百條 勞働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行ふ。

第一百條 前二條の場合において、労働基準監督官は、この法律に基いて発する命令の要旨並びに就業規則を、當時各作業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

第一百條 使用者は、この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち、寄宿舎に関する規定及び寄宿舎規則を、寄宿舎の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、寄宿舎に寄宿する労働者に周知させなければならない。

第十二章 雜則

(法令規則の周知義務)

第一百六條 使用者は、この法律及びこの法律に基いて発する命令の要旨並びに就業規則を、當時各作業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

第一百六條 使用者は、この法律及びこの法律の実施に関する事項の他この法律の規定による命令のうち、寄宿舎に関する規定及び寄宿舎規則を、寄宿舎の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、寄宿舎に寄宿する労働者に周知させなければならない。

による行政官廳の權限を即時に行うことができる。

(監督機關に対する申告)

第一百條 農業場に、この法律又は反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官廳又は労働基準監督官に申告することができる。

使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

使用者は、前項の申告をした

ことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしては

ならない。

使用者は、前項の申告をした

ことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしては

ならない。

(労働基準監督官の義務)

第一百五條 労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。

第一百五條 労働基準監督官を退官した後においても同様である。

る)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、それは正に必要な措置を講しなかつた場合、違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。

附 則

第一百二十二条 この法律施行の期日

は、勅令で、これを定める。

第一百二十三条 工場法、工業労働者最低年齢法、労働者災害扶助法、商店法、黄磷燐寸製造禁止及び昭和十四年法律第八十七号は、これを廢止する。

第一百二十四條 鉱業法の一部を次のとおり改正する。

第七十一条第二号、第六章及び第七十五条乃至第八十条ノ四を削除し、第九十七条第三号及び第四号を削る。

第一百二十九條 この法律施行前、労働者が業務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、なお旧法の扶助に関する規定による。

第一百三十條 この法律施行前(第一百二十七条第二項の場合においては、同條第一項の期間を含む。)になした行為に關する罰則の適用については、なお旧法による。

第一百二十六条 労働組合法の一部を次のように改正する。

第一百二十七条 削除

第一百二十九條 第十八条第二項、第四十九條、第五十七条、第六十条

乃至第六十三条、第八十九條、第一九五條及び第六百六條乃至第一百八條の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、これを適用しない。

旧法によつて禁止又は制限された事項で前項の規定に係るものについては、同項の期間中は、なほ從前の規定による。

第一百二十八條 この法律施行の際、満十二才以上の児童を使用する使用者が、引き続きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から六箇月間は、その者については第五十六條の規定は、これ

を適用しない。

この法律施行の際、満十六才以上の男子を使用する使用者が、引き続きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から一年間は、その者については第六十四條の規定は、これを適用しない。

第一百二十九條 この法律施行前、労働法制は漸次整備されてきたのでありまするが、これらの労働組合法と労働關係調整法の制定によりまして、わが國の労働法制は、よりまことに、その問題となりました労働基準法案の提案理由を説明いたします。

終戦以來、労働組合法と労働關係調整法の制定によりまして、わが國の労働法制は漸次整備されてきたのでありまするが、これらの労働法制は、労働条件の決定を公正ならしめるため、いかなる方法をとるかの手段を規定するものであります。工場法、商店法、労働者災害扶助法、工業労働者最低年齢法等の從來の労働保護法は、特定の労働者を對象とし、特定の事項について断片的に労働條件の内容を規定しておるものであります。そのねらいは、女子及び年少者の保護、あるいは産業災害の犠牲者に對する生活の扶助ということが目的であります。全般的に労働條件の基準を定めることとなつたのであります。

この法案の作成にあたり、特に政府が考慮いたしました事項の第一點は、労働條件の決定に關する基本原則を明

別表第一
身体障害等級及び災害補償表

等級	災害補償
第一級	一三四〇日分
第二級	一一九〇日分
第三級	一〇五〇日分
第四級	九二〇日分
第五級	七九〇日分
第六級	六七〇日分
第七級	五六〇日分
第八級	四五〇日分
第九級	三五〇日分
第一〇級	二七〇日分
第一一級	二〇〇日分
第一二級	一四〇日分
第一三級	九〇日分
第一四級	五〇日分

遺族補償

〔國務大臣河合良成君登壇〕

O國務大臣(河合良成君) たゞいま議題となりました労働基準法案の提案理由を説明いたします。

新憲法は、労働條件については、かゝる契約の原則を修正いたしまして、法律が労働條件について一定の基準を設くべきことを義務づけておるのであります。

御承知のことく、近時における労働不安につきましては、その原因は一にして止まらぬのであります。もし労働條件が労働者の最低生活を保障するに足るものであるならば、かかる労働不安の原因を解消するに貢獻するところ少からざるものがあると判断されるのであります。政府は諸般の情勢と新憲法の趣旨に鑑み、こゝに労働基準法を作成し、本議會に提案することとなつたのであります。

この法案の作成にあたり、特に政府

において、「賃金、就業時間、休息その他労働條件に關する基準は、法律でこれを定める。」と規定しております。

およそ契約の自由が絶対の原則であるということを前提といたしますれば、労働條件の決定は、團體協約によると個人契約によるとの別なく、労働關係當事者の自由に任せらるべきであります。

らかにしたということあります。既に労働條件について、契約自由の原則を修正いたしまして、國家が基準を決定する以上、その基本原則が定めらるべきは當然であります。これを法律に明らかにすることによつて、労資双方にとつてその赴くべきところを示さんとするものであります。本法第

一條に、労働條件の原則として、労働條件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものなる

ことを規定し、以下労働憲章的な規定を設けてあるのは、かゝる趣旨に基く

のであります。

第二點は、労働關係に残存いたしました労働的遺制を一掃するといふこと

であります。労働契約結婚の結果として、労働者、使用者の間において、使

用といふ特別關係が設定せられるのは當然のことであります。かゝる特別

關係は、やゝもすれば労働關係の当事者間に、身分的な拘束關係を惹起しや

すのであります。いわゆる強制労働に類するがごとき極端な事例はしばらくおきといたしましても、長期労働契約、前借金、強制賃貸、寄宿舎制度等

の所産として現存しつゝある封建的な慣習は、労働條件の基準設定にあつて、嚴にこれを一掃すべきものと考えるのであります。

第三點は、一九一九年以來の國際労働會議で最低基準として採擇され、今日廣くわが國においても理解されてお

る八時間労働制、週休制、年次有給休

ります。

以上のごとき理由と考慮とに基づいて、政府は労働基準法案を本議會に提出した次第であります。何とぞ御審議の上御協賛あらんことを希望いたします。(拍手)

○議長(山崎猛君) 質疑の通告があります。順次これを許します。椎熊三郎君。

〔椎熊三郎君登壇〕

○椎熊三郎君 私は日本進歩黨を代表いたしまして、たゞいま上程されまし

た労働基準法に對しまして、簡単に率直に政府の所信を質したいと思いま

す。

敗戦日本の經濟復興の要諦は、労働と資本と經營とが、その國家社會における機能と責任とを明確に認識し、そ

の調和のもとに、破壊的階級闘争を避けて、生産の増強、分配の公正をはかることにあり、しかもその具體の方策

のすべては、國際平和の理想に相通じ、かつそれに貢獻するものでなければならぬことは、つとにわが黨が天下に宣明してきたところであります。

(拍手)

この見地に立脚して本案を検討する

とき、總則の規定、女子及び年少者の規定、労働時間、休憩、休日及び休暇の規定を初めとして、社會正義を貫

して、労働者に、これを最低の基準と見る限り、ほど國際水準に達する労働

條件を保障しておるものと見てよろし

いのであります。かつは今後の日本經濟を正しい方向において再建する基盤ともなり、また國際労働規約にいう

社会正義を基礎として、多數の人民に對する不正、困苦及び窮乏を伴う現今

の勞働狀態の大いなる不安の情勢を除くことには、國際的に顯著な事實であり

ました。敗戦の結果荒廢に歸せるわが國の產業は、その負擔力において著しく惡化しておることは、いなめないのであります。

しかししながら敗戦の痛手をこうむつた日本産業復興と、國際社會への復歸を促進するゆえんであると信ずるものであります。

今日の勞働情勢は、まことに憂うべきものがあります。今日までの政府の施策の必ずしも十分でなかつたこと

も、率直に認めねばならぬが、何分敗戦後の國情として、萬事意のごとくま

いらぬ客觀的事態のあることも事實であります。また一方思想の轉換期にお

いて、労働者がその權利の主張に急に抜けたもののあつたといふ事實も、

否認できないのであります。しかし一切の過去をして過去たらしめなくてはならぬ。今回の勞働基準法の制定を機

とし、労働者も、經營者も、はたまた一般國民も、心氣一轉、お互に兄弟

として、手を携え、日本再建のため、

日本民族の平和的發展のために起立ち

ました。されば勞働は良貨を驅逐してお

る日本の現實である、すべては勞働基

準法以前と申すのがかはないのであります。かゝる状態のまゝでは、この法案

が實施されても、その畫期的意義の完

全なる實現は期待できないことを、私は憂慮するものであります。

このよくな日本の現實、すなはち經

濟の復興、生産の再開に關する主體的條件の欠缺の事實は、何に起因するものであるかと申しますと、その根本は、客觀的條件の複雜性、解決の困難性、從つて先行きの見透しのまつたく立たないものであります。政府は速やかに勞資の組織化された意見を聽き、經濟復興の計畫を樹立し、國民の輿論に問い合わせ、その十分なる納得を得て、國民經濟の運行を合理的な軌道の上に乗せ、資本經營、勞動の正しい活動意欲を高揚すべきであると私は思ひます。(拍手)この點に關し、經濟安定本部長官の御意見を承りたいのですが、本日は豫算總會のため大藏大臣が見えられない。新任政務次官は就任早々ではございましませんが、篤と政府部内御相談の上、この點について明確なる御答辯を煩わしい。

第二に、この法案の第八條に定める適用範圍は、あらゆる事業に及び、事業場の規模の制限に關し、同居の親族の

みを使用する事業を除外するだけに止まり、第八十九條によると、就業規則の作成強制も、十人以上使用の規模において規定が厳格に低下せられておるのであります。中小事業に、既往及び現在のまゝで、この法の實施がもしなされるとなれば、この種企業は別として、多くは中小事業を基礎として形成せられねばならぬといふが、もしなざされるとなれば、この法の實施にとつて、きわめて困難な事態が發生するであろうことは、火を見るより明らかであります。從來の中小事業のいわゆる強みは、申すまでもなく低効率、長時間勞働、封建的な徒弟制度等

業が、從來の半封建的勞働體制を一擲して、本案の定めるような内容を實現するに關するのであります。政府は速やかに勞資の組織化された意見を聽き、經濟復興の計畫を樹立し、國民の輿論に問い合わせ、その十分なる納得を得て、國民經濟の運行を合理的な軌道の上に乗せ、資本經營、勞動の正しい活動意欲を高揚すべきであると私は思ひます。(拍手)この點に關し、經濟安定本部長官の御意見を承りたいのですが、本日は豫算總會のため大藏大臣が見えられない。新任政務次官は就任早々ではございましませんが、篤と政府部内御相談の上、この點について明確なる御答辯を煩わしい。

第二に、この法案の第八條に定める適用範圍は、あらゆる事業に及び、事業場の規模の制限に關し、同居の親族の

みを使用する事業を除外するだけに止まり、第八十九條によると、就業規則の

作成強制も、十人以上使用の規模において規定が厳格に低下せられておるのであります。中小事業に、既往及び現在のまゝで、この法の實施がもしなされるとなれば、この種企業は別として、多くは中小事業を基礎として形成せられねばならぬといふが、もしなざされるとなれば、この法の實施にとつて、きわめて困難な事態が發生するであろうことは、火を見るより明らかなことである。從來の中小事業のいわゆる強みは、申すまでもなく低効率、長時間勞働、封建的な徒弟制度等

にあつたのであります。しかしながら、この問題も結局は、合理的な經濟復興の計畫の中に編みこまなければなりません。この問題も結局は、合理的な經濟復興の計畫の中に編みこまなければなりません。

第三は、この法案の第二十八條以下に最低賃金の規定があるのであります。第三は、この法案の第二十八條以下に最低賃金の規定があるのであります。第三は、この法案の第二十八條以下に最低賃金の規定があるのであります。第三は、この法案の第二十八條以下に最低賃金の規定があるのであります。

第四は、この法案の第四條には、男女同一賃金の原則を規定してあるのであります。第六章には、女子の勞働時間、深夜業の禁止、產前產後、哺育時間、生理休暇等詳細に規定されており、その復興育成は多事多難と申さなければなりません。

第五は、この法案の第八章には、災害補償のことが規定せられておるのであります。けれどもこれは老廢遺族保険、失業保険等を含むところの廣済な

的導入、新時代に即した合理的經營、あるいは協同組合方式などの實現が、當面の急務であると考えられるのであります。政府當局といたしましては、行政技術的な面において、いかに工夫をなさんとするのであります。

第六は、この法案の第二十八條以下に最低賃金の規定があるのであります。第三は、この法案の第二十八條以下に最低賃金の規定があるのであります。第三は、この法案の第二十八條以下に最低賃金の規定があるのであります。

第七は、この法案の第四條には、男女同一賃金の原則を規定してあるのであります。第六章には、女子の勞働時間、深夜業の禁止、產前產後、哺育時間、生理休暇等詳細に規定されており、その復興育成は多事多難と申さなければなりません。

第八は、この法案の第八章には、災害補償のことが規定せられておるのであります。けれどもこれは老廢遺族保険、失業保険等を含むところの廣済な

のための方針を確立して實施するにあらざんば、この賃金の問題も、結局は空文に終るのではなからうかと私は憂うるであります。

第九は、この法案の第四條には、男女同一賃金の原則を規定してあるのであります。第六章には、女子の勞働時間、深夜業の禁止、產前產後、哺育時間、生理休暇等詳細に規定されており、その復興育成は多事多難と申さなければなりません。

第十は、この法案の第八章には、災害補償のことが規定せられておるのであります。けれどもこれは老廢遺族保険、失業保険等を含むところの廣済な

心とするところの炭坑内における女子労働者の現状は、長い傳統にも基くも文に終るのではなくからうかと私は憂うるであります。

第十一は、この法案の第四條には、男女同一賃金の原則を規定してあるのであります。第六章には、女子の勞働時間、深夜業の禁止、產前產後、哺育時間、生理休暇等詳細に規定されており、その復興育成は多事多難と申さなければなりません。

第十二は、この法案の第八章には、災害補償のことが規定せられておるのであります。けれどもこれは老廢遺族保険、失業保険等を含むところの廣済な

る社會保険制度の確立があつて、初めてこの権利が十分に保障せられることを論をまたないのであります。ことに療養の問題に至りましたは、今日の療養所の實情はいかであります。ことに結核療養所その他かくのごとき類似のものは多數あるようではございませんけれども、この實情はまことに不完備であります。しかもこれを擔當する職員等の労働者に對する態度は、いかにも封建的で、いかにもこの治療その他に對する親切さを缺いております。

こういふ状態では、労働者というものは安心して労働に從事することができない。(拍手)すなわち、かくのごとき

第五条には、この法案の第十一章は、監督機關のこと規定しておるのであ

ります。もとよりこの法案實施の上において、相當の監督機關を必要とするこ

とは論をまたない。しかしながら舊來の労働保護法、その他による過去の事實から見まする時分に、この労働者階級に對する監督機關なるものは、常

に労働者の味方ではなかつた。これは官僚の味方ないしは資本家の味方でございましょうか。常に壓迫せらるゝも

の官は、いすれもその性格において、行動において、頑張りである。しかも經験が不足である。しかもうぬぼれ過ぎ

ている。獨善過ぎて、こういうものが、この法案の上における監督官として存在するならば、むしろこの法案の美點長所を缺如せしめるがごとき結果に終るであろうことを、私は憂えます。(拍手)

すなわちこの際この監督官なるものを養成するにおいては、國家は十分な用意がなければならぬ。殊に國家財政當局におきましては、この種財政方針に對しては、舊來どうしても熱意を捧げない。形式一片に終つております。そのためにこれらの人員はまことに貧困でございまして、かえつて労働者を救うにあらずして、労働者を苦しめるの結果に至つたことは、歴史の明らかに示すところなのであります。よつて私はこの監

督機關または諸問委員會の機能等に對しても、この法案を實施せんとする政

府當局においては、十分注意いたしましたが、これにて、まさに天皇の官吏なりと稱して、われ々人民を窓口においてしかり飛ばした。彼らは、かつて政黨華やかなりし時代には政黨に阿附迎合し、結託して種々なるを窓口においてしかり飛ばした。彼らは、かくして政黨華やかなりし時代にはおもしろからぬ事實を醸し、軍閥一たび擡頭すれば、これに頭を垂れてはとんど軍閥と結託いたしまして、今日まで一般大衆を壓迫迫害した罪、まことに算うるにいとまきものがあるの

となります。(拍手)しこうして新時代となりまして、民主主義運動が盛んになりまするや、いち早く労働組合などを結成いたしました。これも結構だが、これを指導する一部の者の中に

は、はなはだけしからぬ者どもいると聞くのであります。

諸君、最近各役所等を訪問してみまするときに、ある役所では、役所の一部を労働組合が占據いたして、それに

お手配を煩わしたいと私は考えるのであります。(拍手)また國際勞働憲章の趣旨に則りまして、この監督機關に

第七には、この法案は官公吏にも適用されるべきであることを、私は特にこの

意義主張したいのであります。(拍手)

第七には、この法案は官公吏にも適用されるべきであることを、私は特にこの

用の範囲が及んでいるのであります

が、勞働組合法、勞調法、それと本法

案と、勞働關係の法案は一通りこれで

捕つたような形になつて、官公吏的地位は、ほゞこの法案の前には確定を見

るかのごとき觀を呈しているのであり

ますが、一方官吏法というものについて

は、新時代に即したる何らの改善もあ

ったと聞かないのです。抽象的

に、今日の官吏は公僕の觀念をもつて

いる。まだ勞働運動のために、官廳における統制といふのは、私は官紀紊亂、廢賴したのじやないかと思われる。(その通り拍手)

先日吉田總理大臣が、ちよつとの間農林大臣になられた。役所に初登場し

たとき、玄關先から大臣室に至るまで廊下、道路のない間に赤旗を立てて、まるで自分の上長官、大臣を追

ふたことは、政府の將軍でも侮辱的に迎えるがごとく敗戦の將軍でも侮辱的に迎えるがごとく

して、私が若い官吏達は、みずから農林大臣を迎えた。あの光景は、何であるか。これで一體官紀の振

舞するがごとき状態である。(拍手)

私は最後に、この法案上程とこの質疑に關聯いたしまして、二・一ゼネストの問題についてお伺いしたい。適當な方からお答え願いたいのですが、このゼネストは、政府の熱意ある行動によつて停止したのでもない。あるいはまた國民の民主的な考え方によつてこれが收まつたのでもない。マッカーサー司令官の聲明によつて、ともかく

ります。あれは一體この官吏の服務規定の上からよろしいのでございまして

主化のために、吉田總理大臣は、ほんとうの公僕たる官吏をつくるために、官吏訓などと稱するものでもつくつてみたらどうだらうか。そうして官吏と

うか。總理大臣がいたら伺いたいと思われるかのごとき觀を呈しているのであります。

が、勞働組合法、勞調法、それと本法案と、勞働關係の法案は一通りこれで

捕つたような形になつて、官公吏の地位は、ほゞこの法案の前には確定を見

るかのごとき觀を呈しているのであります。

それが、ほんとうにわれ々人民の公僕たる官吏に養成していつてもらはなければならぬが、——これは諸君何であるか。かくのごとき命令はおそらく君

たちだろう。「ノーベル」の指導者の多くは、君らのような共産主義者がやつておる。

ところで私は……

〔發言する者多し〕

○謙長(山崎猛若) 静肅に。

○椎熊三郎君(續) 今この組合運動を指導しておるところの青年行動隊といふものは一體何だ。それは徳田球一君指導するところの共産主義者じやないか。それを證據立てるものは何か。彼ら青年行動隊なるものの手に持つておるのは、諸君が命よりも大事な赤旗である。赤旗を手にしておる以上は、これは共産主義者と言わっても、何とも言うことはできますまい。私はこの指令の事實をも知つておりますが、あえて共産黨と申さなくとも、この争議の指導者の一部の中には、國家をこのどさくさ紛れに混亂に陥れ、あえて國情を紊乱せしめて、混亂の中に彼らの政治的野心を達せんとした不逞の行為があつたということを……(發言する者多く、聽取不能)

そこで思い起す。――思い起す。本年の一月一日、吉田總理大臣は、この労働組合運動指導者の一部の中に不逞の徒輩があつたということを言つて、天下の物議を醸した。これは實に容易ならぬ言葉なんです。そこで私どもも、そういうものがあつては、日本労働運動界のためにこれは遺憾なことであると思つたが、今私が指摘したようなことが事實現われてきてみると、一

月一日の、吉田總理大臣が、一部不逞の徒輩によつてといふ言葉も、思ひ當る節があるあります。(拍手) しかし後何とかして國內の對立抗争をなくして、ほんとうに祖國のために皆がかくのことくしてわれくは、敗戦後何とかして國內の對立抗争をなくして、ほんとうに祖國のために皆が手を握り合つて、この敗戦の狀況から起ち上つて、ほんとうに正しい民主主義の國家をつくるとしておるときに、これは逆行して、なお國家を惑亂せしめ、そらして何か政治的の野望によつて、一舉に流血的な革命をもいたわぬがごとき氣勢を示す少數のやかましさであります。(拍手) 共産主義の理論も大變立派なものだそうでした、それはいゝ所もあるのだそうです。たゞ私は今日の日本の政治を運営していく上において、主義の争いではないと思う。現實の問題である。ともかくもわれくは、今日の經濟危局を突破して、ほんとうにお互いが食つていけるような社會になつて、日本を一日も早く獨立國家にしなければならぬ。そこでなければならないんです。そのためには、われくはこの議會を通じても、聯立内閣をさえもつくるうとした新黨をつくろうともした。時ならずして、ことごとく意には満ちませんが、それでも私どもはなおその意欲を棄てない。願わくば、同僚ごとくも、聯立内閣をさえもつくるうとした新黨をつくろうともした。時ならずして、ことごとく意には満ちませんが、それでも私どもはなおその意欲を

私は共産主義の方々が、この勞働組合指導のために幾多の方法を講じておる、その熱心さには敬意を表しますけれども、そのやり方におきましては、德田君いかに抗辯するといえども、事実がかくのごとく暴露されるに至りますれば、一部の不逞のやからによつて、この爭議が運営せられたといふことも否みがたき事實であると思う。(拍手) 發言する者多し) 社會黨の諸君といえども、この點は認めざるを得ないと私は思うのであります。

そこで私は、私の意見を交えつゝ論旨はこゝまで行つたんだが、一體政府は、この二・一ゼネストを契機として、いかなることを考えておるか。大臣はこゝまで行つたんだが、一體政府はやゝ認識が不足しておる。熱意が足りない。ほんとうに身をもつて労働者の中に飛びこんで行つて、彼らの不平不満、あるいは訴うるところを親切に取り上げて、眞に彼らと手を結んで問題を解決せんとするところの積極性が、この内閣には足りなかつた。なぜ總理大臣みずから、なぜ厚生大臣あるいは運輸大臣、遞信大臣みずからが飛びこんで、この人々の言うことを親切丁寧に聞いてやらぬか。

〔發言する者多し〕

○謙長(山崎猛若) 静肅に。

○椎熊三郎君(續) こゝに政府當局者が超黨派的觀念になつて、救國の熱意はないだ力の及ばざりし點があつた。わが國の基礎産業の一番の重點は石炭だという。そして三千萬トンの前に、私どもは相携えて國家のため運動に認識なくしては、政局を撥當す

るの資格はないと思う。この點において二・一ゼネスト問題について、その後の經過等についても、明らかにこの際にこの場において、所信を披露せられることを私は期待する。また今日の日本の労働者は、國內においても民主主義運動を徹底せしめ、國際的にも國際労働連盟等に加入したいといふ熱意をもつておられる。そして労働運動指導者の中にいることを私は期待する。

私は、まだ今日の日本の労働者は、國內においても民主主義運動を徹底せしめ、國際的にも國際労働連盟等に加入したいといふ熱意をもつておられる。そして労働運動指導者の中にいることを私は期待する。また今日の日本の労働者は、國內においても民主主義運動を徹底せしめ、國際的にも國際労働連盟等に加入したいといふ熱意をもつておられる。そして労働運動指導者の中にいることを私は期待する。

私は、まだ今日の日本の労働者は、國內においても民主主義運動を徹底せしめ、國際的にも國際労働連盟等に加入したいといふ熱意をもつておられる。そして労働運動指導者の中にいることを私は期待する。

私は、まだ今日の日本の労働者は、國內においても民主主義運動を徹底せしめ、國際的にも國際労働連盟等に加入したいといふ熱意をもつておられる。そして労働運動指導者の中にいることを私は期待する。

とが保障されるに至りました。従つてその憲法に附隨して、本法律案のごとき法律が制定されるべきであることは、きわめて當然なことがあります。が、私はかかる民主主義的法律案が議會に提出されるに至つたことを、心から喜ぶものであります。このことは、この議會に列席しておられる大部分の諸君が、ひとしく感じておられたことであろうと思います。(拍手)特に私のように、労働大衆の生活擁護のために半生をあげて戦い、そのため幾多の牢獄と鐵鎖の経験を経てまいりましたが、この議會に提出されるに至つたところには、ます。このことは、

正月、吉田總理大臣は、その年頭の辭のラジオ放送演説において、生活擁護のためにやむにやまれぬ闘争をしておる労働者に向つて、不逞の徒呼ばわりをいたしましたが、私は、政府が吉田總理大臣と同じ態度で、本法案を極力骨抜きにしようとしたのではないかとかということを、疑わざるを得ぬであります。いやしくも民主主義国家の總理大臣が、生活擁護のために闘う労働者に向つて、不逞の徒呼ばわりをするというよくなことは、先進諸國においたしまして、われく労働者の立場に立つ者にとって、不満足、不十分の點が多々あるのです。たとえば本法律案の最低賃金制に關する規定にいたしましても、また八時間労働制に關する規定にいたしましても、それらは決してわれく労働者の満足するものではありません。否、それどころか、われく労働者が断固たる決意をもつて、政府にこの改正を迫らなければならぬ性質のものであります。そういう點をみると、政府がはたして新憲法の趣旨に基いて、眞剣に労働者の生活保護のために、本法律案を起

草したかどうか疑わしくなつてくるのであります。もつとはつきり言えども、吉田總理大臣の回答を私は要求するものであります。私は本質疑にあたりまして、吉田總理大臣の出席を特に通じておるのではなかろかと思われるのあります。只今椎熊君も言われましたが、本年正月、吉田總理大臣は、その年頭の辭のラジオ放送演説において、生活擁護のためにやむにやまれぬ闘争をしておる労働者に向つて、不逞の徒呼ばわりをいたしましたが、私は、政府が吉田總理大臣と同じ態度で、本法案を極力骨抜きにしようとしたのではないかとかということを、疑わざるを得ぬであります。いやしくも民主主義国家の總理大臣が、生活擁護のために闘う労働者に向つて、不逞の徒呼ばわりをするといふことは、断じてその例のないことではあります。労働者大衆を不逞の徒呼ばわりをする人間こそが、民主主義國家の正しい發展を阻害するどころか、眞實の意味において不逞の徒であると私は斷言するものであります。(拍手)私は、政府が果して眞剣に労働者大衆の生活を保障する氣持でこの法律案を起草したか。

【議長退席、副議長著席】
その點に關して、まづ第一に政府の明確なる回答を要求するものであります。この點は、本法律案の審議に重大なる關係をもつものであります。特に吉田總理大臣の回答を私は要求するものであります。私は本質疑にあたりまして、吉田總理大臣の出席を特に通じておるのではなかろかと思われるのあります。只今椎熊君も言われましたが、本年正月、吉田總理大臣は、その年頭の辭のラジオ放送演説において、生活擁護のためにやむにやまれぬ闘争をしておる労働者に向つて、不逞の徒呼ばわりをいたしましたが、私は、政府が吉田總理大臣と同じ態度で、本法案を極力骨抜きにしようとしたのではないかとかということを、疑わざるを得ぬであります。いやしくも民主主義国家の總理大臣が、生活擁護のために闘う労働者に向つて、不逞の徒呼ばわりをするといふことは、断じてその例のないことではあります。労働者大衆を不逞の徒呼ばわりをする人間こそが、民主主義國家の正しい發展を阻害するどころか、眞實の意味において不逞の徒であると私は断言するものであります。(拍手)私は、政府が果して眞剣に労働者大衆の生活を保障する氣持でこの法律案を起草したか。

河合厚生大臣に對する私の第二の質問は、第三章、第二十六條の規定に關するものであります。まず法案の文章を讀上げることにいたしますが、そこにはこういうよう書いてあるのです。私はさきに總理大臣に對しまして、憲法の精神を踰越するところの、憲法違反の規定であります。かゝる規定を反対と言わばして、何を反動と言つべからず。(拍手)
私はさきに總理大臣に對しまして、憲法の精神を踰越するところの、憲法違反の規定であります。かゝる規定を反対と言わばして、何を反動と言つべからず。(拍手)
私はさきに總理大臣に對しまして、憲法の精神を踰越するところの、憲法違反の規定を起草したかといふことを質問いたしましたが、この第二十八條の規定などを見ると、どうしても例の労働者を不逞の徒呼ばわりする態度で、これを起

したが、この第二十八條の規定による労働者を不逞の徒呼ばわりする態度で、これを起

六割を支拂えれば、ということになるのであります。これは明らかに労働者の利益に反するものであります。一般の常識や慣例からいつても、使用者が勝手に休業した場合には、賃金の全額を支拂うのがあたりまることであり、從來そういう慣例は、わが國の労働契約に當然引繼がれておるのであります。またこの第二十六條には、使用者の責に歸すべき事由による休業の場合の規定があるだけあります。これ以外の事由による休業の場合に対する規定が、何もないであります。

たとえば、今日のように石炭不足であるとか、隔日停電というような理由による休業の場合には、使用者は、労働者に對して賃金を支拂わなくてよい、

といふのかどうか。おそらく政府としては、そういう場合には賃金を支拂わなくてよいというような考え方で、この第二十六條に、使用者の責に歸すべき事由による休業の場合だけを掲げた

るが、これは實にふらち極まる政局であるとわたくしは考へるものであります。もしそういうことが實行されたら、現在の實情からみて、労働者の生活は極度に脅かされることになります。それによつて大數の労働者が、それなりに、それによつて生活を維持することができなくなるということは、火を見るよりも明らかなことであります。

使用者が企業の全權を握つて事業を經營している以上、その企業を繼續していく限り、使用者が労働者の生活を保障する義務を負うべきものであります。これは理の當然であります。もし、そういう義務を負うことのできないようなら、國家はその企業家に對して、

時間労働制は、現在文明諸國家の多く

當然その企業権を剥奪すべきではなからかうかというふうに、われくは考えております。この意味において私は、本條の規定は、労働者の責に歸すべき事由による休業のほかは、一切の休業において、使用者は賃金の全額を支拂うべきである、といふ内容に附せます。またこの第二十六條には、使用者の責に歸すべき事由による休業の場合の規定があるだけあります。これ以外の事由による休業の場合に対する規定が、何もないであります。

たとえば、今日のように石炭不足であるとか、隔日停電というような理由による休業の場合には、使用者は、労働者に對して賃金を支拂わなくてよい、

といふのかどうか。おそらく政府としては、

そういう場合には賃金を支拂わなくてよいというよう考え方であります。この問題

はいかに考へておられるか。この問題

は、最低賃金制ほど重大な問題ではありません。右の點に關して、政府

はいかに考へておられるか。この問題

の規定に關する問題、すなはち八時間労働制に關する問題であります。法案の第三十二條には、こういう規定が掲げられてあります。「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間にについて四十八時間を超過して、労働させてはならない。」言うまでもなく八時間労働制は、近代的民主主義国家においては當然に實施されるべきものであつて、われくは、それが実現のために多年闘つてきたものであります。が、今ようやくにして、それが實現されようとしていることは、はなはだ喜ばしく感じているものであります。

だがここで問題になりますのは、政府が八時間労働制を實施する以上、なるほど労働組合が實力行使して、みずからの要求を貫徹すること

は、決して今日の場合不可能ではないのであります。私自身といたしまして

も、それだけの確たる自信はもつてゐるのですが、まだ現下のわが國の実情からすれば、なるべく闘争的手段を避けて、資本側も労働者側も、

一致協力して産業復興に邁進しなければならないのが、今日の日本經濟の實

状であるといふふうに私どもは考へております。(拍手)このことは、まさに私がこゝで繰返すまでもなく、

まさに現下のわが國において、特に拘束八時間制度を採用しなければならぬ重大事情があるのであります。そ

れは言うまでもなく失業対策の問題であります。既にこれら的重要諸産業に

は官業關係の煙草労働組合と大藏當局との間においても、その間ににおける締結においても、その承認されてゐるであります。たとえ

が今日當然として認められているのであります。既にこれら的重要諸産業に

おいて堂々實施されるに至つた拘束八時間制を、政府はなぜ全産業に適用しよとしないか。

これに對して政府當局は、あるいは主張するかも知れません。労働基準法の規定は、最低基準を定めたものであるから、労働者が實際に拘束八時間制を必要と感じたならば、それは労働組合と經營當事者の間に協議決定したらいふではないか、もし政府がそんな考へでこの第三十二條の規定を決定したのであつたならば、それこそ、と

かう辯解するかもしれません。労働基準法の規定は、最低基準を定めたものであるから、労働者が實際に拘束八時間制を採用し、資本家側において

三十二條の規定のごときも、當然拘束八時間制を採用し、資本家側において

それに対する不平があるならば、政府

の力でそれを抑え、それによつて少くともこの労働時間の問題に關しては、

資本家と労働者の間に摩擦を避けるよ

うにするのが、政府としての當然の労働政策ではなかろうかと、

わたくしは考へている次第であります。(拍手)かかるに政府が、既に文明

國民の間に常識となつてゐるところ

の、また既にわが國のいくつかの重要な

産業において實行されているところの

二つの觀點からいたしまして、私は完

八時間労働制をお茶を濁さうとしているときには、まことに言語道斷の態度であります。(拍手)政府がかかる態度を續ける限り、全國一千萬の労働者は、吉田反動内閣打倒のスローガンを

断じて捨てないということを、私はは

つきり申し上げておきます。(拍手)

それに現下のわが國において、特に

拘束八時間制度を採用しなければならぬ重大事情があるのであります。そ

れは言うまでもなく失業対策の問題であります。今日わが國には幾百萬の失業者が存在しております。現に吉田總理大臣自身も、第九十一議會並びに本議會における施政演説におきまして、それを

勞働者諸君に宣傳し、その協力を求め

ておられます。(拍手)このことは、まさに私がこゝで繰返すまでもなく、

まさに現下のわが國において、特に

拘束八時間制度を採用しなければならぬ重大事情があるのであります。そ

れは言うまでもなく失業対策の問題であります。今日わが國には幾百萬の失業者が存在しております。現に吉田總理大臣自身も、第九十一議會並びに本議會における施政演説におきまして、それを

勞働者諸君に宣傳し、その協力を求め

ておられます。(拍手)このことは、まさに私がこゝで繰返すまでもなく、

まさに現下のわが國において、特に

拘束八時間制度を採用しなければならぬ重大事情があるのであります。そ

れは言うまでもなく失業対策の問題であります。今日わが國には幾百萬の失業者が存在しております。現に吉田總理大臣自身も、第九十一議會並びに本議會における施政演説におきまして、それを

勞働者諸君に宣傳し、その協力を求め

全なる八時間労働制の制定を断固として主張するものであります。政府はこの點に關していかに考えておられるのか。私はそれをこの機會において明確にすることを、あらためてこゝに要求するものであります。

さらにいま一つ、この法律案に關聯いたしまして、政府に質問するところが、あります。それは本法律案には、失業労働者の生活保障に関する規定が缺如しておりますが、政府は失業者の生活保障に關しては、別個の法律案を提出する用意があるかどうかという點であります。失業労働者は、今現に労働に從事していない、立派に労働者であります。失業者は、自分自身の意思でのんべんだりと遊んでいる人間では断じてありません。業務につく意思をもつておりながら、職業につくことができない事情にある労働者であります。

新憲法第二十七條には、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」ということがはつきり記載されているにもかゝわらず、この権利を實際に行使することのできない状態におかれているのが、現在の廣汎な失業労働者であります。従つてこの失業労働者に對して、國家がその就業を斡旋するか、もしくはその生活を保障すべきであることは、新憲法の規定からみて当然のことであります。もしそれができなかつたならば、新憲法第二十七條の規定は、まさに空文にひどいと言わざるを得ないであります。私はこの見地から見ましても、失業労働者に対する生活保障に関する規定を當然本法律案中に加えるべきであると考えるものであります。政府はこの點に關

その場合にも、本法律案中に、失業労働者の生活保障に關する事項は、別の法律においてそれを規定するということを、當然明記すべきであると私は考へるものであります。(拍手)私はこの問題について、政府當局の責任のある回答を要求するものであります。

なお本法律案に對しては多々言葉をきることがあります。それらは追つて委員會において詳細に述べることにいたしまして、この本會議における私の質問は、これで打切ることにいたしますが、念のために私の質問の要旨を列挙すると、左の五點になるのであります。

一、政府はいかなる立場に立つてこの法案を起草したかといふ。」
二、政府が眞剣に労働者の生活を保障することを目的としてこの法案を起草したか。それとも鬪う労働者を不逞の徒呼ばかりするような態度と觀念でこれを起草したかといふ點、この點に關しては、特に吉田總理大臣の回答を私は要求するものであります。

三、政府は、使用者の責に歸すべき事由によらざる休業に對して、賃金を支拂わなくともよいというように考えようとしたかといふ點。

四、政府は八時間労働制の問題において、なぜ拘束八時間制を採用しなかつたかという點。

五、政府は本法律案のほかに、失業労働者の生活保障に關する別個の法律案を用意しているかどうかといふ點。

私の質問は以上の五點であります。が、私は最後に一言附加えておこうと思います。それは私の主張は、あくまで労働者の立場に立つものであるが、決して行き過ぎた主張でないといふ點を明確にしておきたいと思うのであります。政府は私の質問に對し、あるいはこう言ふかも知れない。あなたが、決して行き過ぎた主張でないといふ点を明確にしておきたいと思うのであります。私はその主張は、あくまで労働者の立場に立つものであるが、決して行き過ぎた主張でないといふ点を明確にしておきたいと思うのであります。それはアーティラリーや、機械と資材とを手に入れ方であります。この見解に對しては、わが國の資本家の一部の人々は反対し、それを一種の海外依存主義だと稱しているのであります。

それこそ、自分自身が再びわが國の財閥たらんとする野心をもつておることを反映しておるものであります。事實上、帝國主義的排外思想の一變形なのであります。だがわが國がアメリカに對していかに借款を申し込もうとも、アメリカとしては、わが國の國內體制が整備され、わが國が眞の民主主義的平和國家として再建されていない限り、決してわが國の借款の申込みに應ずるはずがないといふに、私どもは考へておるのであります。それゆえにわが國の産業を眞に復興させようと考へるならば、わが國の全國民が一致協力して、民主主義的國家體制を確立し、一刻も早く平和會議を成立せしめ、アーティラリーや機械の不足から來ておるもの資源、機械の不足から來ておるものと官僚と資本家の責任であります。——これはもちろん軍閥であります。

現在のわが國産業危機の眞の原因是どこにあるかといえば、これは明らかに資源、機械の不足から來ておるものと官僚と資本家の責任であります。

そこで、わが國の産業が現在のごとく危機的状態に陥つた眞の原因があることを銘記すべきでなかろうかと思ふのであります。従つてわが國の産業を眞に復興させるためには、軍國主義によつて徹底的に破壊され、もしも喪失されるに至つた機械と資材とを、露骨に、資本主義的な方法をもつて採用しておいたのであります。現在の吉田内閣が、未だにその古き夢を追つたかという點。

